

# 神戸市休日保育事業事務取扱要綱

平成30年4月1日 こども家庭局長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、日曜日・国民の祝日等（以下「休日等」という。）の保護者の勤務等により、児童が保育を必要とする場合の需要への対応を目的とした休日保育の実施における事務手続きを定める。

(定義)

第2条 この要綱において掲げる用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

(1) 休日

日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 平日利用施設

休日保育の利用を希望する児童が平日等に利用する施設・事業者、公立保育所（対象児童及び定員）

第3条 事業の対象となる児童は、児童福祉法第24条の規定による保育実施児童のうち神戸市内の認可保育所等に入所中の満1歳から就学前の児童であり、かつ、平日の利用要件と同様の要件により休日等に常態的に保育を必要とする児童とする。

2 1日あたりの利用人数については、各施設において定める。

(実施施設の指定)

第4条 事業の実施を希望する施設は、「休日保育事業実施保育所指定申請書」（様式第1号）により、市長あてに申請を行うものとする。

2 市長は、休日保育に対する需要等を勘案のうえ、「休日保育事業実施保育所指定通知書」（様式第2号）により、事業実施施設（以下、実施施設）の指定を行うものとする。

(開所時間)

第5条 開所時間は原則として午前8時から午後6時までとする。ただし、利用児童がいない場合は、閉園しても差し支えないこととする。

(職員の配置等)

第6条 休日保育実施施設は、事業を担当する保育士を、年齢別配置基準に基づき配置する、ただし配置する保育士の数は2人を下ることはできない。また、児童の処遇に支障のないよう充分配慮すること。

2 休日保育実施施設は、利用児童に対して、原則として給食又は間食等を提供するものとする。ただし、給食又は間食等の提供が困難になる事情があり、且つ保護者の同意がある場合は、弁当持参により対応しても差し支えないこととする。

(休日保育の利用登録)

第7条 休日保育の利用を希望する児童の保護者は、休日保育実施施設の定める期日ま

でに、休日保育利用登録申請書（第3号様式）、休日保育児童状況確認書（第4号様式）及び休日就労（予定）証明（申告）書（第5号様式）等必要書類を添えて休日保育実施施設へ休日保育の利用登録を行うものとする。

2 前項の利用登録は、利用を希望する年度ごとに行なわなければならない。

3 休日保育実施施設は、利用登録者を在園児か否か、保育の必要性、申込み順等により決定し、休日保育実施施設が定める人数で締め切ることができるものとする。

（利用申請・承認）

第8条 休日保育の利用を希望する児童の保護者は、前条に定める利用登録を済ませた後に、休日保育実施施設が定めた方法により利用希望日を指定し、利用申請を行う。

2 休日保育実施施設は、休日保育事業の実施予定日における受け入れ可能な人数に応じて、利用を承認するものとする。

3 休日保育実施施設は、申請児童のうち、休日保育を必要としないものや休日保育利用希望日に休日保育実施施設の受入れ状況等の理由により利用ができない場合は、休日保育利用の不承諾を決定するものとする。

4 休日保育実施施設は、利用の承認・不承認を決定したときは、その結果を実施施設が定めた方法により保護者に知らせるものとする。

5 休日保育実施施設は、「休日保育利用者台帳」を整備し、対象児童、通所日等事業の実施状況を明らかにしておくものとする。

（代替休日の設定）

第9条 保護者は、平日利用施設で同一週内に利用しない日（以下「代替休日」という。）を設けるものとする。

2 保護者は、代替休日を設ける日を平日利用施設に報告し、確認を受けるものとする。

3 保護者は、前項の確認を受けた後に代替休日の変更があった場合は、平日利用施設へ連絡するものとする。

（休日保育の実施施設と平日利用施設の連携）

第10条 休日保育実施施設と平日利用施設は次の各号に定めるとおり連携することとする。

（1）休日保育実施施設は、第8条の規定による利用承認決定を行った場合は、当該児童の平日利用施設へ連絡するものとする。

（2）平日利用施設は、前号の連絡を受けた後、休日保育を利用する児童が代替休日を設けなかったことを把握した場合は、休日保育実施施設へ連絡するものとする。

（3）平日利用施設は、休日保育を利用する児童の代替休日の取得実績について、代替休日取得状況実績報告書（第6号様式）により、当該児童が休日保育を利用した月の翌月10日までに、当該児童が利用した休日保育実施施設へ送付するものとする。

る。

(4) その他必要に応じて、休日保育実施施設と平日利用施設は児童状況等について相互に連絡するものとする。

(承認内容の変更)

第 11 条 保護者は、利用承認後勤務先の変更等何らかの理由で承認事項が変更になった場合は、その旨をすみやかに休日保育実施施設に報告するものとする。

(利用登録の取消等)

第 12 条 登録児童の保護者は、休日保育事業の利用登録を変更又は取り消す場合は、休日保育利用登録変更届(様式第 7 号)を休日保育実施施設に提出するものとする。

2 休日保育実施施設は、前項の規定により変更届が提出された場合は、休日保育登録変更通知書(様式第 8 号)により保護者に通知する。

3 休日保育実施施設は、以下のいずれかに該当する保護者に対して、利用登録の取り消しを行うことができる。取り消しを行う場合は、前項と同様の方法で通知を行わなければならない。

(1) 度重なる利用のキャンセルがあった場合

(2) 代替休日の取得状況が芳しくない場合

(3) 長期間休日保育の利用がない場合

(4) その他休日保育実施施設が、休日等における保育の必要性が低いと判断する事由

(細則)

第 13 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、主管局長が別に定める。

附 則

1. この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2. この要綱の施行に伴い、神戸市休日保育事業実施要綱(平成 17 年 4 月 10 日施行)は廃止する。